

平成29年度 第1回四街道市市民参加推進評価委員会 議事録

日 時：平成29年7月6日（木）
16時から17時40分まで
場 所：四街道市役所 第2委員会室

出席委員：5名（石川委員長、椎名委員、奥田委員、藤原委員、安井委員）

欠席委員：2名（神委員、増田委員）

○開 会（【市民参加推進評価委員会進行】参照）

- ・配布資料確認（開催通知、議題資料NO.1～25、次第、差し替え資料、新旧対照表）
- ・事務局・岩林課長より開会の挨拶
- ・石川委員長より挨拶
- ・会議録の発言者明記の承認

>異議なし

石川委員長：異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

- ・傍聴希望者の確認

>1名いらっしゃいます。

石川委員長：それでは、入場をお願いいたします。

○議 題

石川委員長：それでは、本日の議事に入ります。

- ・議題1 平成28年度 市民参加手続の実施状況の評価

石川委員長：1件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局・友藤：平成28年度実施状況の評価ですが、こちら7件ございます。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』1ページ NO.1-1

「四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】

以下、特記事項箇条書き

- ・地域密着型通所介護事業所の指定が市町村の所管になり人員基準等を定めるもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第6号。市民参加手続は第7条第1項第1号意見提出手続。

- ・実施状況シートは資料2ページ。意見提出はなし。3～5ページに公告、6～7ページにホームページ内容、8～9ページに新旧対照表添付、結果として10ページに公告、11～12ページにホームページ内容。

石川委員長：はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。皆さんどうでしょうか。はい、どうぞ。

奥田委員：指定地域密着型サービス事業とは、こういった性格のものですか。

石川委員長：介護事業が再編されていまして、今度は市町村が中心になってやる事業というのが出来ました。その事業の中に、地域密着型という通所介護事業というのが入っていて、それを認めるか認めないかという事に関する基準を、市がつくることになったというものです。

安井委員：法改正で要介護などの区分が変わってきたとか、そういうのとは違うという事ですか。

石川委員長：要介護の方たちは従来、要介護認定を受けて、施設に入ったり介護サービスを受けたりするのですけれども、議題のものは、もう少し介護度の軽い人達を対象にして、地域でなんとか対応しなければいけないのではないかと、というものです。分野が少し拡大されて、今まで国や都道府県の関与が大きかったものが市の方へ移ってきた、というイメージです。

安井委員：はい、わかりました。けっこうです。

石川委員長：それでは、手続としては適切であるとさせていただきます。では、2番目の案件をお願いいたします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』13ページ NO.2-1

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定」

以下、特記事項箇条書き】

- ・土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準の一部を変更するもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第3号及び第6号。市民参加手続は第7条第1項第1号意見提出手続、第3号の審議会等手続。審議会は「四街道市環境審議会」を開催。
- ・15ページに公告、16～20ページに諮問書・答申書、21ページにホームページ内

容、22ページに意見の概要と市の考え方、23ページに委員名簿を添付。

- ・意見提出手続の実施状況は24ページ。パブリックコメント含め25人と1団体から85件の意見提出あり。
- ・25～26ページに公告、27ページに市政だより内容、28～29ページにホームページ内容、30～32ページに改正案概要の冒頭、実施結果は33ページに公告、34～35ページにホームページ内容、36～45ページに提出された意見の概要と市の考え方。
- ・また、意見提出手続で提出された意見を基に検討し、改正案の一部に変更が生じたため、再度市民参加手続を行うこととした。その実施予定シートについて、この場で合わせて説明。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』192ページ NO.25

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定」

以下、特記事項箇条書き】

- ・資料NO.2の内容のパブリックコメントにおいて提出された意見を基に検討した結果、改正案の一部に変更が生じたため、再度市民参加手続を実施するもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第3号及び第6号。市民参加手続は第7条第1項第1号の意見提出手続、第3号の審議会等手続。審議会は「四街道市環境審議会」を開催予定。

石川委員長：28年度の評価と29年度の実施予定の評価を、合わせて話したいと思います。それではご質問、ご意見等お願いしたいと思います。どうぞ。

安井委員：13ページの状況シートで、意見提出手続が25人+1団体で85件。36～46ページに意見がこれだけ挙がっています。この中で、例えば37ページの12番「一時たい積場からの搬入を『原則禁止』を『禁止』とする」というような意見があります。これに対してあくまで「一時たい積からの搬入を『原則禁止』とします」という返答になっている。という事は「原則禁止」という表現は何か含みはあるのでしょうか。この辺りを確認したいです。

事務局・友藤：はい。こちらは、現行の条例では規定が無かったものを、改正案として「一時たい積場からの搬入を原則として禁止します」と新たに加えたという事です。11番の方は、こちらに賛成するという意見ですよね。

安井委員：11の方に関しては、この「禁止に賛成する」という事ですよね。市の返答として、「禁止」ではなく「原則禁止」とするという表現には、何か意味があるのですか。

事務局・齋藤：これは市民の方のご意見ですよ。

安井委員：そうですね。それに対しての市の方の考え方として、「搬入は原則禁止」としますという風にかかれていてるので、搬入は「原則禁止」というのと「禁止」というのでは、何かその意味合いに違いがあるのかという事を確認したいです。

事務局・齋藤：この委員会の性質を確認していただきたいのが、最終的には担当課から市長に判断を出しているものであるということです。私達は決定過程には関知していないとか、手続部分しか見てなくて、今ここで、担当課のこの含みの部分の判断をお答えする事は、仮にわかっていると言っても言うことはできませんし、実際にはわかっているという状態です。よって今、お答えは出来ません。

安井委員：という事は、これに関しては、あまり詰めてもしょうがないという事ですか。

事務局・岩林課長：基本、我々は手続に関しての正当性に関して、論議しているのが前提です。例えば、審議会等の内容を全て把握しているわけではないし、その中身に関して意見を求められても、それにお答えするのは適切ではありません。今は手続の確認をしており、中身に関してお答えするのは適当ではないので、そこは差し控えさせていただきたい。

石川委員長：元の条文というのは何ページですか。

事務局・友藤：冒頭部分しか載せてはいないのですが、32ページの上段にあります。今ご指摘いただいたのはその4の部分。現行では「規定無し」。改正案も記載されています。

石川委員長：今までは無かったが、そこに新しく入れたということですね。改正としては、一時たい積場からの搬入を、原則として中止し、埋め立て等の終わっていない特定事業場からの搬入を禁止します、という事が活かしたという事なのですかね。

事務局・友藤：そうですね。

椎名委員：「原則」を入れるか入れないか、ということですよ。

安井委員：その表現に、結構含みを感じます。意見として出されたものに対して、市の方としては「そのまま原則禁止とします」という様な表現になっているから、その意見に対して何かあるのかな、と思いました。

藤原委員：それはここでは多分、わからないことでしょうね。

安井委員：ごめんなさい。それはそれで結構です。もう一つ、53ページの四街道市ごみ処理対策委員会名簿というのがありますね。市民の代表者という事で、市民公募の他に吉岡地区から2名、それから成台中地区に1名。要するに地区代表が3名おられるという事なのですね。この地区代表3名の方というのは、このごみ処理の問題で絡んでいる方々の代表という意味なのでしょうか。それもわかりませんか。

事務局・齋藤：そうだと思います、としか言えないですね。

安井委員：そうですか。市民の代表者という事で公募の方が4名おられて、その他に地区代表という方が載っているの、どういう構成なのかを確認したいと思いました。

石川委員長：はい、それでは2件目及び25件目に関して手続は適正であるという事によろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：それでは、戻って3件目をお願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』46ページ NO.3-1

「四街道市一般廃棄物処理基本計画の変更」 以下、特記事項箇条書き】

- ・ 廃棄物処理法第6条にある一般廃棄物の処理に関する計画を策定するためのもの。
- ・ 実施する根拠は第6条第1項第1号。市民参加手続は第7条第1項第1号の意見提出手続、第3号の審議会等手続で、47ページの状況シートに記載の通り「四街道市ごみ処理対策委員会」を計4回開催し、結果を公表している。
- ・ 48ページに公告、49～51ページに諮問書・答申書、52ページにホームページ内容、53ページに委員名簿を添付。
- ・ 意見提出手続の結果は54ページ。その公告が55～57ページ、58ページに市政だより内容、59～60ページにホームページ内容、61～63ページに計画の冒頭部分、結果の公告が64ページ、65～66ページにホームページ内容、67～69ページに提出された意見の概要と市の考え方を添付。

石川委員長：ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

安井委員：今回出された意見は、一人で8件。これはほとんど参考にならないというか、採用されないというか。

奥田委員：私もこれは、少し奇異に思えてしまいます。この一人というのは、どういう関係の方なのか。

安井委員：そうですね。かなり詳しく突っ込んで出されているので。

石川委員長：熱心な方が出されているのですね。

安井委員：あと、公表の方法なのですが、これでいきますと、ホームページだけなのですね。そうすると、ホームページをご覧にならない市民の方々に対してというのは、どういう風にPR出来るのでしょうか。

事務局・友藤：そうですね。実際にご覧いただけるのは、市の公告と、ホームページと、あとは市役所にいらっしゃっていただければお見せする事も出来ます。また、今年度からは「ホームページで意見提出手続の結果を公表しています」というご案内を、市政だよりに掲載するという事で進めて参ります。

安井委員：確かに市政だよりでホームページに載せますよ、というのはわかるのですが。

事務局・齋藤：窓口に来ていただければご説明しますので。

安井委員：ああ、「何だかわからない」という方は、それを見て今度は窓口に来る、という格好ですね。

事務局・齋藤：どうしてもやはりアナログな方法が良い、という方もいらっしゃいます。

安井委員：そう、そうですよ。

事務局・齋藤：ホームページでの対応ができない方については、お手数をお掛けしてしまうのですが、担当課窓口に来てご覧いただくということをご案内しております。

安井委員：はい。あと、公示というものがありますよね。この間初めて見たのですが、正面玄関の前のところに貼り出されるのが、公示という意味で理解していいのですか。

事務局・齋藤：「公告日」と書かれているものですね。その日付で掲示板に貼られた、公示された日、ということです。

安井委員：そういう事なのですね。意外と皆知らないと思うのです。この間たまたま、こういうところにあったのだと気が付きました。はい、有難うございました。

石川委員長：掲示板を逐一調査している人がいまして。公告をしなかった条例を調べて、それで「その条例は無効だ！」という訴えをした方がいるのですね。間違いなくやっているとは思いますが、そういう事もあるということです。

はい、以上でよろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：では、適正であるという事にさせていただきます。次の案件をお願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』70ページ NO.4-1

「四街道市一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・整備が必要となる各処理施設に必要な規模や整備方法を処理システム案として複数用意して選定後、施設整備基本構想としてとりまとめるもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第4号で、市民参加手続は第7条第1項第1号の意見提出手続と第3号の審議会等手続で、71ページの状況シートに「四街道ごみ処理対策委員会」2回開催の旨、72ページに結果の公告、73～73ページに諮問書・答申書、75ページにホームページ内容、76ページに委員名簿を添付。
- ・77ページに意見提出手続実施状況シート添付、3人から17件上がった。78～80ページに公告、81ページに市政だより内容、82～83ページにホームページ内容、90～92ページに提出された意見の概要と市の考え方を添付。

石川委員長：はい。では、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

奥田委員：あまり熟知しているわけではないですが、意見が3人から17件出されておりますね。92ページの基本構想以外に関する意見が10件とありますが、これは意見を出しているけれど、こちらの構想には該当しない内容のものなのですか。

事務局・友藤：そうですね。こちらの10件に関しましては、92ページをご覧いただくと実際に出された意見が記載されています。「こちらは今回の基本構想案に直接関係するものではないため、市の考え方は示していません」という事でこちらに載せ、その他の意見という取り扱いになっています。

奥田委員：こんなに関係のない意見が出てくるものなののでしょうか。意見を出した方は、それに関する事として出したはずなのに、こういう取り扱いもあり得るのでしょうか。

安井委員：これはあくまで基本構想という部分なので。詳細部分では確かにこういう意見が出てくると思います。あくまで基本構想に関しては、この部分は直接関係ないので、市としての説明を省略します、ということだと思います。

奥田委員：だとすれば、この意見というのはこれで消されてしまうのですか。それとも、次の段階で取り入れられるのですか。

安井委員：これはあくまで参考にする程度ではないかと思います。

事務局・齋藤：この件に関しては、少なくとも対象外なので、また別の機会にこういった意見を出していただければと思います。

石川委員長：今回具体的にご意見を出されておりましたが、確かに基本構想には直接関係ありません。それをどう扱うか、ということですよ。

事務局・齋藤：この10件ですよ。ここにも記載があるのですが、この10件に関しては、市の考え方を示しませんという取り扱いです。

石川委員長：意見を出したご本人にも、その旨は伝わったのでしょうか。

事務局・齋藤：伝わっていないと思います。

石川委員長：そうですか。出した人はどういう思いなのでしょう。今回のものには直接関係ないので市の考え方は示しません、機会があれば参考にさせていただきます、という位の事は伝えた方がいいのではないかなと思います。

事務局・齋藤：発言を訂正します。伝えたどうかは存じ上げておりません。やっているかもしれない、というところです。

奥田委員：私達の感覚から言えば、良い話が出たな、これは先の話だけど参考にできるのではないか、といった扱いであれば、これは凄く良かったものだと思います。該当しません、というのは役所の感覚なのかなと。これは違います、と切り落とされるのかなと思って。それで気になって訊いてみました。

事務局・齋藤：この事に関して意見を問うというルールですので。それ以外の意見について市の考え方を示すということは、そのルールを逸脱しているわけです。ですから、この

表に出てくるルール上は、どうしてもこういった答え方になります。

事務局・岩林課長：原案に対して、皆さんから出していただいた意見に基づいて、修正部分があったか無かったか。その原案の部分に対する質問とそうでないものを、まず分類しているという事ですね。

原案に関係しているものに関しては、ここに書いてあるように考え方を記載しています。修正は結果的に無しになっているのですが。分類した時に関係していなかったものが、このような形で出ています。その辺りの意見に対して、個々に担当がどう対応しているか、細かい反応の仕方など、その辺りは申し訳ないのですが、全部我々の方で承知しているわけではありません。あくまで公表している情報としては、こういう書面として提示している、という事だけです。ですので、きちんと心温まる対応をしている場合もあるかも知れないのですが、そこは承知していません。

石川委員長：だから、少なくともこれは公表されているわけですね。

事務局・岩林課長：そうです。

石川委員長：そうすると、直接関係するものでなかったから返事が来なかったのだという風に見た人もいるわけですね。

事務局・岩林課長：そうかも知れません。

奥田委員：委員長が仰ったように、これは市民の方に伝えておきます、返答します、などの返事はいただきたいような気もしますね。

事務局・齋藤：担当課側から、ですか。

奥田委員：はい。これは我々の会議だから整理されて出てきていますが、質問された方にはどうなったかわからないままで、採用されていないと思ってしまうのではないですか。

事務局・齋藤：例えば100人意見が出てきて、99人の意見採用をしなかった場合に、99人に連絡できるのか、という話もあると思うのです。今回はたまたま一桁だったから可能かもしれませんが。公式的にはいつ公表するかのご案内をしていますので、それを見ていただくというのが大前提です。その上で心温まるやりとりはあるかもしれませんが、それをルールにしてしまうと、どこかで不都合が生じるというのはご理解いただきたいです。

事務局・岩林課長：その辺りはどうしても事務処理的な作業との兼ね合いもございますので、そのバランスの中で対応していくしかないのかなと思います。

奥田委員：承知しました。

石川委員長：いずれにしる、この92ページの部分も公表されている、という事ですよ。

事務局・友藤：はい、そうです。

石川委員長：わかりました。では手続について確認をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：では、適正であるという事にさせていただきます。では、次をお願いいたします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』93ページ NO.5-1

「四街道市一般廃棄物処理施設整備事業処理方式選定報告書の策定」

以下、特記事項箇条書き】

- ・次期ごみ処理施設の中心となるエネルギー回収型廃棄物処理施設の機種を選定するもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第4号で、市民参加手続は第7条第1項第1号の意見提出手続と第3号の審議会等手続で、94ページの状況シートに「四街道市ごみ処理対策委員会」計2回開催の旨、95ページに結果の公告、96～97ページに諮問書・答申書、98ページにホームページ内容、99ページに委員名簿を添付。
- ・100ページの意見提出手続の状況シートに1人から3件の意見提出あった旨、101～103ページに公告、104ページに市政だより内容、105～106ページにホームページ内容、107～109ページに報告書案の冒頭を添付。
- ・結果の周知として110ページに公告、111～112ページにホームページ内容、113～114ページに提出された意見の概要と市の考え方を添付。

石川委員長：はい。それではご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

>はい、結構です。

石川委員長：では、適切であるとします。次の6番、お願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』115ページ NO.6-1

「四街道駅北口広場再整備計画の策定（変更）」 以下、特記事項箇条書き】

- ・四街道駅北口広場の再整備を行うにあたり当初策定した計画を変更してデッキに広場スペースを加えたため、再度市民参加手続を実施するもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第4号で、意見提出手続のみ実施。現在、再整備工事は凍結状態。
- ・変更前の計画案で市民参加手続は適切に行われている。変更案についても四街道駅北口広場管理運営協議会で報告済みであり、再度市民参加手続を実施する経緯等を文書で周知済であることから、審議会等手続は実施せず。
- ・116ページに意見提出手続の状況シート添付。102人から285件の意見提出あり。周知として117～119ページに公告、120ページに市政だより内容、121ページにホームページ内容、122～124ページに計画案添付。
- ・結果の周知として125ページに公告、126～127ページにホームページ内容、128～129ページに提出された意見の概要と市の考え方を添付。

石川委員長：それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

安井委員：これは問題になっていて、再三やったようですよね。今回は意見提出がこれだけ出ているのですが、これに関しては最終的に凍結の状態から動き出したわけですか。

事務局・友藤：いえ、現時点で凍結した状態でストップしているという事です。

安井委員：そういう事ですよ。これは要するに市民側の方から反対の声があつて、とりあえずやめましょう、保留にしましょう、という形になったのですよね。

奥田委員：今の筋書きなのですが、一度計画して市民に意見を求めたら、いろいろ意見が出て、これでは対応しきれないから中止しようという流れですか。

事務局・友藤：そうですね。128～129ページに意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方ということで公表していて、出された意見に対して右側に市の考え方が書いてあるのですが、129ページの下段にもある通り、凍結しますということで公表している状態です。

石川委員長：計画が出されて変更になって、それでも問題があるのではないかという意見が出て、結局それに応える形で市が中止と凍結を発表した、という形ですよ。公式に凍結しますよ、という表明をしたということですよ。

奥田委員：これは、見直されるという時期も無くなったのですか。

事務局 岩林課長：それも含めて現状では凍結です。復活するかどうか分かりません。

安井委員：政治的な問題も絡んでくると思いますので、とりあえず今はこの状況、ということと理解するしかないと思います。

椎名委員：こういう手続を踏んでこうなったというわけですから、手続きとしては問題ないと思います。

石川委員長：では、手続としては適正ということによろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：はい、ありがとうございます。それでは7番目、お願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』130ページ NO.7-1

「第三次四街道市子ども読書活動推進計画の策定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・「四街道市教育振興基本計画」の基本理念実現に向けた子どもたちの豊かな心を育むための読書活動推進計画を策定するもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第4号で、意見提出手続と審議会等手続を実施。131ページに審議会手続の状況シート添付。「四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会」を計3回開催。132ページに結果公告、133～134ページに委員会開催依頼と報告書、135ページにホームページ内容、136～138ページに委員会設置要綱、139ページに委員名簿を添付。
- ・140ページに意見提出手続の状況シート添付、3人から3件の提出あり。周知として141～143ページに公告、144ページに市政だより内容、145～146ページにホームページ内容、147～149ページに計画案添付。
- ・結果の周知として150ページに公告、151～152ページにホームページ内容、153ページに提出された意見の概要と市の考え方を添付。

石川委員長：はい、それではご意見、ご質問あったらお願いいたします。

安井委員：これは大変な計画です。子ども達の読書のレベルを上げるための方策を、とても大きくやっておられます。委員長を中心に、第二庁舎で委員会をやっておられるみたいなんです。実は何故私がこういう発言をするかということ、私の孫が毎日毎日、宿題で読書をやっているのです。目の前でちゃんと読ませて、終わってから「ちゃんとやったね」ということで二重丸を付けてサインするのです。つまり、学校はもちろん、学校の図書関係の先生、図書館の職員などが委員会で全て集まって、徹底の仕方をいろいろ協議されているわけです。そんな中でレベルもかなり上がってきているということ、もっともっとPRし

ていただけたらいいのではないかと、という思いがありまして、蛇足ですけれども言った次第です。

今回、和良比小学校の校長から中央小学校の校長にいられた方が委員長になっておられますけれども、現在、中央小学校でかなり頑張っておられます。ですから我々も是非バックアップしたい、ということです。

石川委員長：はい。手続としては適正であるということによろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：はい、ありがとうございます。

続いては議題の2つ目ですね。では、8番目からお願いいたします。

・議題2 平成28年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局・友藤：こちらは合計10件ございます。市民参加手続の対象であっても、条例第6条第2項の各号に該当する為、適用除外とした案件でございます。尚、第6条第3項の規定により市民参加手続の対象としない事を決定した場合もその旨を公表するものとなっております。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』154ページ NO.8

「四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・155ページに審議済実施予定シート添付。
- ・下水道使用料の消費税率8%から10%に改正予定だったものが、消費税率改正延期に伴い、こちらも延期。2年以上先になるため、「実施しなかった」という旨のシートを提出する形とした。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』156ページ NO.9

「四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・157ページに審議済実施予定シート添付。
- ・NO.8と同様の理由で「実施しなかった」。

石川委員長：はい。説明がありましたNO.8、NO.9について質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

>はい。

石川委員長：はい、では適正であるとします。次、お願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』158ページ NO.10

「四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号に準じて第6号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）改正に伴い、情報提供等記録にかかる規定等を整備するもの。
- ・実施しない旨を公告。159ページに公告写し、160ページにホームページ内容添付。

石川委員長：はい、それではご意見、ご質問お願いします。

>適正と思います。

石川委員長：では、適正であるとします。NO.11、お願いいたします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』161ページ NO.11-1

「四街道市市税条例等の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・軽自動車税の環境性能割の創設等、地方税法等の一部改正に伴い行うもので、法令の基準に基づいて行うものであり、市税の賦課徴収に関するもの。
- ・実施予定シートをまだ審議していないため、併せて審議。
- ・163ページに公告、164ページにホームページ内容添付。

石川委員長：それではご意見、ご質問伺います。よろしいですか。では、適正であるとさせていただきます。では、NO.12でしょうか。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』165ページ NO.12-1

「四街道市市税条例等の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・居住用超高層建築物に係る課税の見直し等、地方税法等の一部改正に伴い行うもので、法令の基準に基づいて行うものであり、市税の賦課徴収に関するもの。
- ・実施予定シートをまだ審議していないため、併せて審議。
- ・167ページに実施しない旨の公告、168ページにホームページ内容添付。

石川委員長：はい。それでは何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。はい。では適切であるとさせていただきます。NO. 13、お願いします。

- 【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』169ページ NO. 13-1
「四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】
- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第1号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
 - ・地方税法等の一部改正に伴って項ずれを改めるもの。都市計画税の課税標準の特例に関する規定の整備で、市税の賦課徴収に関するもの。
 - ・実施予定シートをまだ審議していないため、併せて審議。
 - ・171ページに実施しない旨の公告、172ページにホームページ内容添付。

石川委員長：はい。それではいかがでしょうか。よろしいですか。では、適切であるとさせていただきます。NO. 14お願いいたします。

- 【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』173ページ NO. 14
「四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】
- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
 - ・消費税率10%への引上げを前提に介護保険料の軽減強化を完全実施する予定だったが、延期に伴い、現行の保険料軽減を継続するもの。実施しない旨の公告を174ページ、175ページにホームページ内容添付。

石川委員長：いかがでしょうか。

>結構です。

石川委員長：はい、適切であるとさせていただきます。NO. 15お願いします。

- 【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』176ページ NO. 15
「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】
- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
 - ・市の国民健康保険税の課税限度額を地方税法施行令に合わせ85万円から89万円へと改正するもの。177ページに公告、178ページにホームページ内容添付。

石川委員長：はい。それではいかがでしょうか。はい、では適切であるとさせていただきます。NO. 16お願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』179ページ NO.16

「四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第5号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の完全施行と、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正、及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び低炭素建築物新築等計画認定申請等の改正の必要が生じたため、登録建築物調査期間を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に改める等の所要の改正を提案するもの。
- ・実施しない旨の公告180ページ、181ページにホームページ内容を添付。

石川委員長：はい。これはいかがでしょうか。よろしいですか。はい、では適切であるとさせていただきます。NO.17お願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』182ページ NO.17

「四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第4号に該当するため、市民参加手続適用除外とするもの。
- ・都市計画法に基づき四街道都市計画地区計画の変更した内容について実効性を担保するための条例改正で、市の機関内部の事務処理に関するもの。
- ・実施しない旨の公告を183ページ、184ページにホームページ内容添付。

石川委員長：はい。それではご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい。では適切であるとさせていただきます。

では、議題3番目「平成29年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価」についてお願いします。

- ・議題3 平成29年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局・友藤：こちらは29年度の実施予定ということで、8件ございます。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』185ページ NO.18

「四街道市地域防災計画の変更」 以下、特記事項箇条書き】

- ・災害対策基本法第42条の定めるところにより策定した本市地域防災計画について、所

要の見直しをするもの。

- ・実施する根拠は第6条第1項第1号。市民参加手続の方法は意見提出手続、市民会議手続、その他四街道市防災会議を実施予定。

石川委員長：はい。何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、ではNO. 18については適切であるとさせていただきます。NO. 19をお願いします。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』186ページ NO. 19

「四街道市庁舎整備基本計画に基づく基本設計書の作成」 以下、特記事項箇条書き】

- ・平成25年度に市民参加手続を経て作成した市庁舎整備基本計画に基づき、基本設計書を作成するもの。
- ・実施する根拠は第6条第4項。市民参加手続の方法は意見提出手続と市民会議手続予定。

石川委員長：はい。では、いかがでしょうか。

安井委員：早く実現してほしいです。

藤原委員：基本設計書というと、財政的な話について出るのですか。

安井委員：そうですね。25年度に庁舎整備検討委員会というのが開催されて、その時私はそのメンバーでした。

藤原委員：第二庁舎の問題もありますし、色々意見が出そうですね。

安井委員：それだけでなく、色々出てきます。一般市民からも結構出ています。なかなかスムーズに物事が進まないですね。

石川委員長：はい。手続としてはよろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：では、適切であるとさせていただきます。NO. 20ですね。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』187ページ NO. 20

「四街道市子どもプランの変更」 以下、特記事項箇条書き】

- ・「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、計画で定めた当該認定区分に係る量の見込みと実績値の間に乖離がみられたた

め、計画の一部見直しを実施するもの。

- ・実施する根拠は第6条第1項第1号。市民参加手続は意見提出手続と「四街道市保健福祉審議会」による審議会等手続を予定。

石川委員長：はい。いかがでしょうか。

安井委員：具体的にこれは高いのですか。概要の欄にある通り、計画で定めた量の見込みと実績値の乖離というのは、かなりのギャップがあったという事なのですかね。

事務局・友藤：こちらで担当課に確認したところ、平成28年の4月1日時点のものが、例えば3歳以上で保育所に入る2号認定だと見込みが574人に対して、実績値は698人で121.6%実績値の方が多いです。また、3号認定0歳保育は、見込みとしては150人だったものが実績値68人で、こちらは実績の方が少ない45.3%という値が出ております。こちらは28年度のデータなのですが、今年度29年4月1日時点のデータを見てまたこれから見直し内容を検討していくとかがっております。

奥田委員：このプランでは、小学校はもう枠が違うのですね。小学校未満の保育園や幼稚園あたりの事業プランなのですか。

事務局・友藤：計画の中では小・中学校の部分にも触れているようです。詳しい内容までは把握していないのですが、小学校・中学校の状況等も記載はされています。

安井委員：これは小学5・6年生、中学1年生あたりの、小中一貫教育のこともあるかもしれないですね。

石川委員長：はい。手続としてはよろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：では、NO.20は適切であるとさせていただきます。NO.21ですね。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』188ページ NO.21

「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・平成30年度から始まる国民健康保険税の新制度への対応として、国民健康保険税の基礎分・支援分・介護分それぞれに係る税率等を改定するもの。
- ・第6条第1項第3号に該当するが、第6条第2項第5号に該当するため、市税の賦課徴収とその他金銭徴収に関するものとして適用除外とするもの。

石川委員長：はい。適用除外ということですがいかがでしょうか。

>はい。

石川委員長：よろしいですね。では、適切であるとさせていただきます。次はNO. 22です。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』189ページ NO. 22

「四街道市都市計画生産緑地地区の変更」 以下、特記事項箇条書き】

- ・生産緑地地区において、主たる耕作者の故障又は死亡により一部若しくは全部を廃止することに伴い変更するもの。
- ・第6条第1項5号に該当するが、第6条第2項第3号に準じて第6号に該当するため、適用除外とするもの。

石川委員長：はい。適用除外ということですが、よろしいでしょうか。では、適切であるとさせていただきます。では、NO. 23です。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』190ページ NO. 23

「四街道市防火・準防火地域決定基準の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・防火・準防火地域を定める決定基準の制定を行うもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第6号で、審査基準等の制定ということで、第8条第3項の規定により意見提出手続のみ実施予定。

石川委員長：はい。いかがでしょうか。よろしいですか。では、適切であるとさせていただきます。次はNO. 24です。

【参考資料『四街道市市民参加推進評価委員会議事資料』191ページ NO. 24

「四街道市用途地域指定基準の制定」 以下、特記事項箇条書き】

- ・用途地域が市決定となったため、用途地域を定める際の指定基準の制定を行うもの。
- ・実施する根拠は第6条第1項第6号で、審査基準等の制定ということで、第8条第3項の規定により意見提出手続のみ実施予定。

石川委員長：はい。どうでしょう。よろしいですか。

>はい。

石川委員長：では、適切であるとさせていただきます。次のNO. 25につきましては、先程審議いたしましたのでこれで終わりです。

1から3まで審議がすべて終了しました。答申文の作成につきましては委員長に一任ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

>はい。お願いします。

石川委員長：では、そのようにさせていただきます。その他ですが、事務局からお願いをいたします。

○その他

事務局・友藤：事務局から2点ございます。1点目についてですが、本日差し替え版をお配りいたしました実施状況シートの変更（案）という、193～194ページの穴あきのものです。

まず、193ページをご覧ください。こちらの現在使用している審議会等手続の実施状況シートの中で、記載の仕方が担当課によってまちまちであった部分をシートの様式を変更してわかりやすく統一できないかということで、事務局で変更案を作成しているものです。現状使用されているシートの方をご覧ください。資料No.2-2、こちらが現在使用している審議会等手続の実施状況シートです。現在は審議会等手続の「結果」の欄、真ん中より少し下のところなのですが、こちらは意見を反映したもの・反映しなかったもの等、意見の数を数えて記載するような形になっております。この部分についてこれまで担当課によって意見の数え方が異なっていたため、記載の仕方が統一されておりました。例えば今ご覧頂いている14ページの2-2については、答申が「諮問の通り異議ないものの付帯事項を順守する事」という内容だったため、「付帯事項の件数2件」を意見の数として数え、それを受けた市の考え方を示しているという形になっています。また、他の事例では答申で「計画（案）のとおり取り纏めたので報告します」という内容だったため、答申自体を意見1と数えているものや、計画（案）の通りということで「意見なし」として取り扱っているもの、審議の過程で出た個々の委員の意見を数えているもの等、様々ありました。

今回に関しては、「意見なし」として担当課から提出があったものは、事務局の方で統一して、答申自体を「意見1」として表記するような形で記載しているのですが、そもそも審議会において「意見の数を数えるという必要がないのでは」という意見が出ておりました。今回シートの変更案を作成いたしました。再度、193ページの変更案の方をご覧ください。こちらでは審議会等手続での「意見の取り扱い」という欄に、意見の数は入れずに、意見を受けてから意見提出手続で提示する案に反映させる過程まで、こちらを詳しく記述するような形にいたしました。あとは細かいところですが、表記の変更として、今まで「公告日」としていた部分を「公表日（公告日）・公告番号」という形に変更いたしました。

次に、裏面194ページの方をご覧ください。こちらは、適用除外の実施状況シートの変更案です。こちらも先程と同様、「公告日」の部分を「公表日（公告日）・公告番号」に変更しております。また、「その他の公表部分」の注釈として公表した媒体と公表期日を記載するように変更しております。

本日皆さんからご意見をいただきまして、今後の提出分から新しいシートを使用していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石川委員長：はい。実施状況シートですね。ご意見ありましたらお願いいたします。

安井委員：意見提出手続で出された意見の数を具体的に載せる事は出来ますか。それさえも今度無くなるのですか。

事務局・岩林課長：今回は審議会等の実施状況シートのみの変更です。

事務局・友藤：意見提出手続のシートは従来通り件数も記載するようになっています。

安井委員：そういうことなのですね。

事務局・岩林課長：審議会の中で論議されている場合、意見をどうやってカウントしているかわかりません。無理矢理カウントしているところもあるかもしれません。また、答申そのものを意見1と数えている場合もあります。従来使っていたシートの扱いがバラバラになっていたという事で、件数ではなくて過程と扱い方を文章で書いてもらった方が良いのではないかと考えています。

石川委員長：これはここで決めるものでもないですか。

事務局・友藤：ご意見があったらいただいて、こちらで検討します。

事務局・岩林課長：こちらでこういう風に変えたい、というものです。

石川委員長：わかりました。委員の皆さん、何かお気づきの事があればまたご連絡いただきたいと思います。

事務局・友藤：ありがとうございます。続いて2点目に移らせていただきたいと思います。本日お配りした新旧対照表をご覧くださいてもよろしいでしょうか。横長の資料です。「市民参加条例の一部改正について」、第14条第5項の改正です。改正内容としては、市民参加推進評価委員会の委員の通算在任期間の上限を削除するものです。

現行の市民参加条例では「委員の任期は、2年とする。ただし、連続した3期を超えない範囲内において、再任を妨げない」となっており、在任期間の上限が6年となっています。ただ、公募委員の方に関しては、「四街道市審議会等に関する指針」で定めている通算

在任期間の方が、上限が4年と短いため、そちらに基づいて最大4年ということで運用してきておりました。

今回の在任期間の見直しのきっかけとなりましたのが、今申し上げた「四街道市審議会等に関する指針」です。7月1日にこちらが改正されて、今までは「審議会等の通算在任期間は4期又は8年（公募委員の場合は2期又は4年）を超えないものとする。」とされていたのですが、国の状況等から今回「10年（公募委員の場合は6年）を超えないものとする」と改正されました。そこで、市民参加推進評価委員会におきましても、国の状況等に合わせ、先程の指針で定めた上限を適用していきたいと考えておりますので、今回「連続した3期を超えない範囲内において、」という部分を削除し、上限については先程申し上げた指針を適用するというので、有識者の皆さんは10年、公募委員の皆さんは6年が上限ということで運用していきたいと考えております。

こちらの改正につきましては、9月議会の提出に向けて手続きを進めているところでございますのでご報告させていただきます。事務局からは以上です。

石川委員長：はい、ありがとうございます。委員の皆さんから何かございますか。

奥田委員：今の任期は、6年までとのことでしたが、これはなぜ書いていないのですか。

事務局・友藤：こちらは、「連続した3期を超えない範囲内で、」ということになっております。その部分しかないのだからわかりづらいかと思いますが、条例の中で任期は1期2年という風に定められています。

奥田委員：「再任を妨げない」で終わっているのだから、少し引かかるような気がします。

事務局・友藤：任期が2年で連続した3期を超えない範囲内において、「再任を妨げない」ということで、2年・2年・2年の合計6年が今までの上限だったのですが、その6年という上限を削除する、ということなんです。

奥田委員：我々、委員のですか。

事務局・友藤：そうですね。今まで公募委員の皆さんは、先程申し上げた四街道市の審議会等の指針に則って、最大4年までという形でやっていたのですが、そちらの指針が改正されて、公募の皆さんが最大6年になったので、市民参加条例上では上限を無くして、指針に基づく様な形にして運用しようと思っているところです。

石川委員長：他の条例では無かったのですか。

事務局・齋藤：実は、市民参加条例だけこの表現を入れていました。他の条例で審議会の

部分を見ると、委員の任期は2年、あとは指針に沿う、という扱いをしていたので、整えたというところもあります。

事務局・岩林課長：他の地域の条例も調べたところ、10年くらいのところはあるのですが、6年くらいというのは比較的短く、条文の上では今回上限を外させていただこうかなということで動いています。

石川委員長：それでは、事務局にお返しをいたします。

○閉 会

・事務局・岩林課長より閉会の挨拶。

以上